

○大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和五十六年三月三十一日

大分県規則第十七号

大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例施行規則をここに交付する。

大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年大分県条例第十八号。以下「条例」という。)第七条の規定により、大分県林業研修所(以下「研修所」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一五規則一六・平一七規則一〇四・一部改正)

(研修教育の区分等)

第二条 研修所において県が実施する研修教育(以下「研修教育」という。)は、特別研修及び一般研修とし、毎年度指定管理者があらかじめ知事と協議して作成する研修計画に基づいて実施する。

2 研修教育の科目及び時間数は、知事が別に定める。

(平一五規則一六・平一七規則一〇四・一部改正)

(受講者の資格)

第三条 研修教育を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれと同等以上の知識及び能力を有すると知事が認める者

二 現に林業に従事している者又は将来林業に従事しようとする者

(平一一規則六九・平二八規則六六・一部改正)

(受講の手続)

第四条 研修教育を受けようとする者は、研修教育受講申込書(第一号様式)を条例第二条の二に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

(平一五規則一六・平一七規則一〇四・一部改正)

(研修教育の決定)

第五条 指定管理者は、前条の申込書を審査のうえ、適当と認めたときは、研修教育の受講を決定し、当該受講を決定された者(以下「研修生」という。)にその旨を通知するものとする。

(平一五規則一六・平一七規則一〇四・一部改正)

(利用許可の申請)

第六条 条例第三条第一項の規定により利用の許可を受けようとするもの(第四条の規定による研修教育を受けようとする者を除く。)は、大分県林業研修所利用許可申請書(第二号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(平一五規則一六・一部改正、平一七規則一〇四・旧第七条繰上・一部改正)

(利用の許可)

第七条 指定管理者は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大分県林業研修所利用許可書(第三号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(平一五規則一六・一部改正、平一七規則一〇四・旧第八条繰上・一部改正)

(利用の取消し等)

第八条 前条の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、研修所の利用を取り消し、又は利用時間を変更しようとするときは、その旨を指定管理者に通知しなければならない。

(平一五規則一六・一部改正、平一七規則一〇四・旧第九条繰上・一部改正)

(利用者の義務)

第九条 研修所の建物及び設備を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 めいていし、又は危険物を持ち込む等他人に迷惑又は危害を及ぼす行為をしないこと。
- 二 定められた場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 三 研修所の建物及び設備を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- 四 知事の指示に反する行為をしないこと。

(平一五規則一六・一部改正、平一七規則一〇四・旧第十条繰上・一部改正)

(使用料の納付の時期)

第十条 条例第五条に規定する使用料は、研修所の使用終了の際納付しなければならない。

(平一七規則一〇四・旧第十一条繰上)

(休所日)

第十一条 研修所の休所日は、大分県の休日を定める条例(平成元年大分県条例第二十一号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は同項に規定する休所日に開所することができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(平一七規則一〇四・追加)

(開所時間)

第十二条 研修所の開所時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、宿泊室については、利用を開始する日の午前九時から利用を終了する日の午後四時までとする。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項に規定する開所時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(平一七規則一〇四・追加)

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、研修所の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平一五規則一六・一部改正、平一七規則一〇四・旧第十二条繰下)

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年規則第六九号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成十五年規則第一六号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一〇四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年規則第六六号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

(平11規則69・平15規則16・平17規則104・平19規則21・一部改正)

第1号様式(第1条関係)

研修教育受講申込書

平11規則69

取

住所

氏名

大分県林業研修所で実施する「 研修」の受講申し込みをいたしました。
※七十

記

知 年 月 日	年 月 日	日 時 分	歳	男 女
最 終 学 歴	年 月			卒業 修了 中退
資格取得のための 免除科目(証明書 添付の2/3/4)			健康 状況	
従事した経験年数 (事業主の証明書 添付の2/3/4)		林 業 従事年数		
前 前 予 定 期 間	前 月 日 から 前 月 日まで	前 食事 月 日	日の朝食・昼食・夕食から 日の朝食・昼食・夕食まで	
通 信 先	郵便番号: 市 郡 町 村	日 時 分	番 号	電話

第2号様式(第6条関係)

(平11規則69・平15規則16・平17規則104・一部改正)

第3号様式(第6条関係)

大分県林業研修所利用許可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県林業研修所の施設を下記の利用利用したいので、許可していただけるようお願い

いたします。

記

利 用 目 的					
利用施設の名称 又は物件名					
利 用 規 則	年 月 日 時 分	から	間		
前 払 金 等 期 間	正 月 日 から	月 日 まで	前 食 事	月 日	日の朝食・昼食・夕食から 日の朝食・昼食・夕食まで
應 答 先	郵便番号 市 町 丁目 番 地 電話番号 氏 名				
参考資料					
受 付 金 目 目	受 付 可 年 月 日 許可 町 番 号	受 付 可 年 月 日 許可 町 番 号	受 付 可 年 月 日 許可 町 番 号	受 付 可 年 月 日 許可 町 番 号	受 付 可 年 月 日 許可 町 番 号
注：発注の欄は、申請者によって記入しないこと					

第3号様式(第7条関係)

(平15規則16・平17規則104・一部改正)

